

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日は、
日か休日に
当たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法の登録があつたものとみなされるもの
- 土地改良事業の認可 (二件)
- 国有財産の用途廃止 (二件)
- ◇ 告 告 危険物取扱者試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百三十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年

政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺字暇崎 四二ノ一	昭和四十九年四月十五日
松浦診療所	米子市東町一一一	四月一日
江尾診療所	日野郡江府町小江尾 一九四四	四月一日

鳥取県告示第四百三十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺字暇崎 四二ノ一	全国	昭和四十九年四月十五日
松浦診療所	米子市東町一一一	"	四月一日
江尾診療所	日野郡江府町大字小江尾 一九四四	"	四月一日

鳥取県告示第四百三十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一、八七六号	田部 俊比古	昭和四十九年四月十五日
第一、八七七号	星島 説夫	四月十七日
第一、八七八号	二宮 哲博	四月十九日
第一、八七九号	門脇 重成	〃

鳥取県告示第四百四十号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（養郷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年五月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十一号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（東町地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年五月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年五月十日から用途廃止した。

昭和四十九年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市岩倉字犬島二六八番一地先から同市岩倉字犬島二六八番三地先まで	一〇・八九	水路敷

鳥取県告示第四百四十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年五月十日から用途廃止した。

昭和四十九年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市松原字新開田五九六番一〇四地先から同市松原字新開田五九六番四四四地先まで		二四・五七	道路敷
鳥取市松原字新開田五九六番四七地先から同市松原字新開田五九六番一〇六地先まで		六一・六五	水路敷

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和49年5月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

乙種危険物取扱者試験 昭和49年6月12日 午前10時から

丙種危険物取扱者試験 昭和49年6月12日 午後1時から

(2) 試験の場所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

倉吉市八屋307の4 中部市町村共同施設管理組合消防本部

米子市糠町1の160 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

2 試験の種類

ア 乙種危険物取扱者試験(第4類の危険物に限る。)

イ 丙種危険物取扱者試験

3 受験資格

乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、消防法第13条の3第5項に該当する者とする。

4 受験手続

(1) 受験受付期間

昭和49年5月16日から昭和49年5月25日まで(郵送による場合は、5月25日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

(受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無背景の三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

エ その他

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付するとともに、その免状を試験当日提出すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 乙種危険物取扱者試験 1,000円
イ 丙種危険物取扱者試験 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部消防防災課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】